

第六十六号議案

東京都立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都立公園条例の一部を改正する条例

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第三 一の項中「一万三百五十九円」を「一万二千五百六十八円」に改め、同表二の項中「六百八十三万八千円」を「七百七十三万二千三百円」に改める。

別表第四中「九百九十四円」を「千四百六十六円」に、「八百八十八円」を「千二十四円」に、「三百五十五円」を「四百九円」に、「四百四十四円」を「五百十二円」に、「七千四百円」を「八千九十二円」に、「一万六千六百元」を「一万九千二百円」に、「五十九円」を「六十八円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都立公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

使用料及び占用料の上限額を改定する必要がある。